赤平市高齢者補聴器購入費用助成事業

～聴力の低下による認知症予防や、ひきこもり防止のため、
補聴器の購入費用を助成します～

聴力の低下により、聞き取ることに苦労するようになると、家庭やコミュニティでの孤立につながり、ひきこもりの原因になったり、認知機能の低下につながります。

「テレビの音が聞きにくい」「家族にテレビの音が大きいと言われる」「会話が聞き取りづらい」などの場合は、早めに耳鼻咽喉科を受診し相談しましょう。

1.対象となる方

○６５歳以上で、次の要件すべてに該当する方

①市内に居住し、かつ住民基本台帳に記録されている方

②障害者手帳の該当とならない程度の難聴の方

③耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた方

④市民税均等割が課されていない非課税の方

2.助成の内容

○助成上限額：５０，０００円

①購入した補聴器の全額（片耳)

②助成の交付を受けてから５年を経過するまで、再度の申請はできません。
（修理・メンテナンスなどは対象外）

※申請前に購入されたものは対象外です

3.利用方法

○裏面参照

※詳しくは、購入する前に下記までお問い合わせください。

申請に関するお問い合わせ

赤平市社会福祉課地域福祉係
TEL　０１２５－３２－２２１６　　FAX　０１２５－３４－４１８８

申請の流れは裏面へ

申請から助成までの流れ

申請者が行うもの

①申請書の提出
市役所に申請書を提出します。
申請書は地域福祉係窓口でお渡しします。
市のホームページからもダウンロードできます。

※医師の診断が先でも申請はできますが、市の審査により、対象外となる場合があります。

申請内容の審査
市で申請内容（住民税の課税状況、障害者手帳の有無等）を審査します。
審査後に、意見書を申請者に送付します。

②医師の診断を受け、市に意見書を提出
市が発行した意見書を持って耳鼻咽喉科の医師の診断を受けます。医師から補聴器が必要と認められたら、意見書及び補聴器販売業者からの見積書を市に提出します。

助成決定の通知
医師の意見書を確認し、助成の可否を決定します。
助成決定者には、助成決定通知書及び請求書兼口座振替依頼書を申請者に送付します。

③補聴器の購入
購入時に店舗から領収書を受け取ってください。

※申請前に購入されたものは助成の対象外となります。

④助成金の請求
請求書兼口座振替依頼書、領収書（写し）、及び通帳のコピーを市に提出します。

助成金の振込
本人名義の指定口座に助成金を振り込みます。
請求書等の提出から振込までに、２週間程度かかります。